

県内自動車運転代行業者 様

栃木県県土整備部交通政策課長

自動車運転代行業における新たな利用者保護対策の実施について（通知）

自動車運転代行業の適正な業務運営につきましては、日頃から御協力をいただきありがとうございます。

さて、国土交通省においては、自動車運転代行業における利用者保護のより一層の確保を図るため、料金制度に関するガイドラインの策定等自動車運転代行業に関する制度の見直しを下記のとおり実施しております。

自動車運転代行業者におかれましては、本資料を十分に御確認いただき、適正な事業の運営に努められますようお願いいたします。

記

## 1 料金制度に関するガイドラインの策定【資料1】

国土交通省において「自動車運転代行業の料金制度に関するガイドライン」を策定しましたので、ガイドラインを参考に、適正な料金の設定をお願いします。

## 2 標準自動車運転代行業約款の改正（H28.10.1施行）【資料2】

### （1）随伴用自動車の運行による損害賠償責任の義務化（約款第7条）

近年、随伴用自動車による重大事故が発生していることから、標準自動車運転代行業約款第7条に定める利用者及び第三者に対する責任に、随伴用自動車運行による自動車損害賠償責任が追加されます。

### （2）随伴用自動車に係る損害賠償責任保険・共済の内容（約款第7条の2）

随伴用自動車について、対人8,000万円以上、対物200万円以上を限度額としててん補することを内容とする損害賠償責任保険（共済）契約を締結することとされており、使用目的は「業務用」であること、不担保条件が付されている場合、運転代行業務従事者が補償を受けられる条件に合致しているか確認してください。

平成28年10月1日から施行となりますので、事前に保険契約等の手続きを行ってください。

※ 2（1）、（2）は随伴用自動車の運行により利用者等に損害を与えた場合の損害賠償を明確に示すことで、利用者が運転代行サービスをより安心して利用できるようにすることを想定したものであり、随伴用自動車に利用者を乗車させる、いわゆる AB 間輸送を容認するものではないことを申し添えます。

(3) 代行運転役務の引受拒絶理由の追加（約款第4条）

運転代行業務従事者の保護を図るため、代行運転役務の引受拒絶理由に「新型インフルエンザ等感染症」が追加されます。

（約款の変更に伴い必要となる作業等）

○ 約款の変更に伴って必要となる作業（H28.10.1までに準備）

- ・ 変更した約款の営業所への掲示（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第13条第1項）
- ・ 約款変更に伴う利用者への役務提供の条件説明用書面の変更（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第15条、施行規則第6条）

※ 利用者に運転代行役務を提供する際、自動車運転代行業約款の概要を口頭及び書面の交付により説明しなければなりません。改正後の標準約款を反映させた書面を準備してください。

○ 標準約款と異なる内容の約款を定める場合の届出（H28.8.31までに届出）

- ・ 標準約款施行日の30日前（H28.8.31）までに「自動車運転代行業約款設定（変更）届出書」を県知事に提出

3 随伴用自動車の表示事項等の表示方法を定める告示の改正（H28.10.1施行）【資料3】

(1) 随伴用自動車の適正な表示の徹底

随伴用自動車の適正な表示の徹底を図るため、表示する文字の大きさや明瞭化等が厳格に規定されました。

平成28年10月1日から施行となりますので、事前に随伴用自動車の表示を適正に実施してください。

栃木県県土整備部  
交通政策課公共交通担当  
担当：近藤、森戸  
TEL 028-623-2447

国自旅第 389 号  
平成 28 年 4 月 1 日

各都道府県自動車運転代行業担当部局長 殿

国土交通省自動車局旅客課長

自動車運転代行業の料金制度に関するガイドラインについて（技術的助言）

自動車運転代行業の利用者保護及び利便性向上を図るために、自動車運転代行業の料金制度に関するガイドライン（以下「料金ガイドライン」という。）を下記のとおり定めたので、都道府県においては、自動車運転代行業者に対し周知徹底を図るとともに、料金ガイドラインを参考に料金の設定・見直しを行うよう指導されたい。

なお、運転代行料金の算出の基礎となる距離・時間の単位は事業者毎に多種多様な状況であることから、具体的な算出基礎単位の統一については、自動車運転代行業に関する事務・権限の地方分権を図った趣旨に鑑み、地域の実情等を考慮しながら、今後、都道府県と連携して具体的な検討を進めることとする。

## 記

自動車運転代行業の料金制度に関するガイドライン

### 1. 運転代行料金

#### （1）料金の種類

料金の種類は、次のとおりとする。

##### ①距離制料金（時間距離併用制料金を含む。以下同じ。）

初利用料金と加算料金を定め、利用者が代行運転自動車に乗車した地点から利用者又は運転代行業務従事者が代行運転自動車から降車する地点までの代行運転自動車又は随伴用自動車の走行距離に応じた料金とする。

##### ②時間制料金

初利用料金と加算料金を定め、利用者が代行運転自動車に乗車した地点から利用者又は運転代行業務従事者が代行運転自動車から降車する地点までに要した時間に応じた料金とする。

### ③定額料金

利用者が代行運転自動車に乗車した地点から、一定のエリアとの間の運転代行を行う場合において、運転代行業者が事前に定めた定額が適用される料金とする。なお、定額料金のエリアについては、あらかじめ利用者に分かりやすい説明を行い、利用者保護に十分な対策を講じるものとする。

## (2) 料金の種類の適用

料金の適用は、基本的に距離制料金を適用することとするが、あらかじめ営業所において、時間制料金又は定額料金による特約があった場合には、時間制料金又は定額料金を適用することができるものとする。

## (3) 距離制料金の適用方法

① 料金メーター器を使用する場合の初利用距離は、小数点第1位までのキロメートル単位、加算距離は1メートル単位とし、1メートル未満の端数は四捨五入するものとし、トリップメーター器を使用する場合の初利用距離及び加算距離は、小数点第1位までのキロメートル単位とする。

また、初利用距離及び加算距離は、基本的に一つの単位とする。

② 時間距離併用制料金は、一定速度（限界速度といい、10 km/Hを超えないものとする。）以下の走行速度になった場合の運転代行に要した時間を加算距離に換算し、距離制メーターに併算する。

③ 時間距離併用制料金の加算距離相当時間に端数が生じた場合は、5秒単位に切り上げるものとする。

④ 利用者から収受する料金は、料金メーター器に表示された金額又は代行運転自動車若しくは随伴用自動車のトリップメーター器の示す利用距離から算出された金額とする。

⑤ 料金の収受に当たっては、利用者又は運転代行業務従事者が代行運転自動車から降車後、直ちに料金メーター器の「支払い」ボタンを操作又はトリップメーター器の利用距離を確認し、その表示額又は表示距離から算出された金額を収受するものとする。

## (4) 時間制料金の適用方法

① 時間制料金は、あらかじめ営業所において、時間制料金による特約がある場合に適用する。

② 初利用時間は1時間、加算時間は30分単位とし、30分未満の端数は切り上げるものとする。

#### (5) 定額料金の適用方法

- ① 定額料金は、あらかじめ営業所において、定額料金による特約がある場合に適用する。
- ② 定額料金については、運転代行業者において事前に料金を設定し、エリア等を含めて詳細な内容を営業所に掲示するものとする。

#### (6) 料金の割増

- ① 運転代行業務従事者の深夜の割増賃金を確保するために、深夜早朝割増を設定することができるものとする。
- ② 雪道や凍結路における交通の安全を確保するために、冬期の一定期間に限り、冬期割増を設定することができるものとする。
- ③ 営業時間外等により、運転代行業務従事者の確保が困難な時間帯の割増や、高度な運転技術を要する左ハンドル高級外車等の代行運転自動車を運転する場合の割増を設定することができるものとする。

#### (7) 料金の割引

遠距離割引や営業施策割引を設定できるものとする。

### 2. 附帯サービス料金

#### (1) 附帯サービス料金の種類

附帯サービス料金の主な種類は、次のとおりとするが、地域の実情を踏まえて、利用者サービスの向上を目的に運転代行業者が提供する附帯サービスについては、設定ができるものとする。

- ①迎車料金
- ②待ち料金
- ③業務中待ち料金
- ④回送料金
- ⑤キャンセル料金
- ⑥一時預かり料金
- ⑦除雪料金
- ⑧チェーン着脱料金
- ⑨バッテリーチャージ料金

#### (2) 附帯サービス料金の適用方法

##### ①迎車料金

迎車料金は、利用者から運転代行の依頼を受けて、利用者の指定した場所に随伴用自動車に向かう場合に、次のいずれかを適用するものとする。

ア. 1 回ごとの定額料金（一定の距離まで無料とするもの及び一定の距離に応じて段階的に料金を設定するものを含む。）とする。

イ. 営業所等を発車する地点より、運転代行扱いとし、初利用料金を限度とする。

この場合において、当該料金の適用方法について、電話による利用の申込みの際等に、あらかじめ利用者に分かりやすい説明を行い、利用者保護に十分な対策を講じるものとする。

#### ②待ち料金

待ち料金は、利用者の指定した場所に到着後、利用者の都合により待機した場合に適用し、1 回ごとの定額料金（一定の時間まで無料とするもの及び一定の時間に応じて段階的に料金を設定するものを含む。）とする。

待ち料金については、当該料金の適用方法について、電話による利用の申込みの際等に、あらかじめ利用者に分かりやすい説明を行い、利用者保護に十分な対策を講じるものとする。

#### ③業務中待ち料金

業務中待ち料金は、運転代行業務の途中で、利用者の都合により待機した場合に適用し、1 回ごとの定額料金（一定の時間まで無料とするもの及び一定の時間に応じて段階的に料金を設定するものを含む。）とする。

#### ④回送料金

回送料金は、代行運転自動車の回送のために、随伴用自動車が発車した地点又は利用者の指定した駐車場等から代行運転自動車の回送を始めた地点から適用し、1 回ごとの定額料金（一定の距離・時間まで無料とするもの及び一定の距離・時間に応じて段階的に料金を設定するものを含む。）又は運転代行扱いとする。

#### ⑤キャンセル料金

キャンセル料金は、利用者の指定した場所に到着後、利用者の都合により運転代行の依頼を取り消された場合（随伴用自動車が既に指定場所に向けて運行した場合を含む。）に適用し、1 回ごとの定額料金（一定の距離まで無料とするもの及び一定の距離・時間に応じて段階的に料金を設定するものを含む。）とする。

キャンセル料金については、当該料金の適用方法について、電話による利用の申込みの際等に、あらかじめ利用者に分かりやすい説明を行い、利用者保護に十分な対策を講じるものとする。

#### ⑥一時預かり料金

一時預かり料金は、利用者からの依頼により、運転代行業者が代行運転自動車を預かり一時保管する場合に適用し、1 回ごとの定額料金（一定の時間まで無料とするもの及び一定の時間に応じて段階的に料金を設定するものを含む。）とする。

⑦除雪料金

除雪料金は、代行運転自動車又は代行運転自動車が駐車する場所の走行路確保のための路面の除雪作業を行った場合に適用し、1回ごとの定額料金（一定の時間まで無料とするもの及び一定の時間に応じて段階的に料金を設定するものを含む。）とする。

⑧チェーン着脱料金

チェーン着脱料金は、代行運転自動車にチェーン取付け・取外し作業を行った場合に適用し、1回ごとの定額料金とする。

⑨バッテリーチャージ料金

バッテリーチャージ料金は、代行運転自動車にバッテリーチャージ作業を行った場合に適用し、1回ごとの定額料金とする。

3. 運転代行料金の設定のあり方

運転代行料金の設定に当たっては、正当な理由がないのに、運転代行サービスに要する費用を著しく下回る料金で継続的にサービスを提供し、他の業者の事業活動を困難にさせる恐れがあるものについては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法第54号）第2条第9項第3号に規定する不当廉売に該当する場合がありますので、この点に十分留意する必要があります。



国 自 旅 第 1 号  
平成 2 8 年 4 月 1 5 日

各都道府県自動車運転代行業担当部局長 殿

国土交通省自動車局旅客課長

標準自動車運転代行業約款（平成 1 4 年国土交通省告示第 4 5 5 号）の改正について  
（技術的助言）

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成 1 3 年法律第 5 7 号。以下「法」という。）第 1 3 条第 4 項で定める「標準自動車運転代行業約款」（平成 1 4 年国土交通省告示第 4 5 5 号。以下「標準約款」という。）について、別添のとおり改正したので下記の点に留意の上、自動車運転代行業者に周知徹底を図るとともに、改正後の標準約款を使用する場合は随伴用自動車の損害賠償措置等を適正に講ずる等指導されたい。

## 記

### 1. 標準約款改正の概要

- （1）近年、随伴用自動車による重大事故が発生していることから、標準約款第 7 条に定める利用者及び第三者に対する責任に、随伴用自動車の運行による自動車損害賠償責任を追加する。
- （2）標準約款第 7 条の 2 第 1 項を新設し、約款の適合基準である、国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成 1 4 年国土交通省令第 6 2 号。以下「規則」という。）第 4 条第 5 号に規定する「損害賠償に関する事項」の明確化・具体化を図る。（代行運転自動車は法で定める補償限度額、随伴用自動車は代行運転自動車と同程度の補償限度額の損害賠償責任保険・共済契約の締結。）
- （3）標準約款第 7 条の 2 第 2 項を新設し、「自動車運転代行業における損害賠償措置の概要説明に関する周知徹底について」（平成 2 5 年 3 月 8 日国自旅第 5 8 9 号）に定める、自動車運転代行業者による利用者への損害賠償措置の概要説明を盛り込む。
- （4）運転代行業務従事者の保護を図るため、代行運転役務の引受拒絶理由に「新型インフルエンザ等感染症」を追加する。

なお、(1) 及び (2) については、随伴用自動車の運行により利用者等に損害を与えた場合の損害賠償を明確に示すことで、利用者が運転代行サービスをより安心して利用できるようにすることを想定したものであり、随伴用自動車に利用者を乗車させる、いわゆる AB 間輸送を容認するものではないので留意されたい。

## 2. 自動車運転代行業者に対する指導監督

自動車運転代行業者に対し、標準約款の改正内容について周知徹底を図り、改正後の標準約款を使用する場合は、随伴用自動車の損害賠償措置等を遺漏なく講ずるよう指導を徹底されたい。

なお、随伴用自動車の損害賠償責任保険・共済は、一般的な自動車の任意保険等になるが、車の使用目的が「業務用」であること、ドライバーの年齢や続柄等による不担保条件が付されている場合は運転代行業務従事者が補償を受けられる条件に合致しているか確認する必要があるので、留意されたい。

## 3. 改正後の標準約款を使用しない自動車運転代行業者に対する指導監督

今回の標準約款の改正は、規則第4条第5号の「損害賠償に関する事項」の明確化・具体化を図る措置である。

自動車運転代行業者が改正後の標準約款以外の約款を使用する場合は、法第13条第3項に基づき当該約款の実施予定日の30日前までに自動車運転代行業約款設定(変更)届出書を提出する必要がある。届け出された約款が法第13条第2項に掲げる基準に該当しない場合には、約款の届出から実施までの間に変更の指導を行い、それでも指導に従わない場合には、法の指示を行う。

## 4. 改正後の標準約款を使用しているが随伴用自動車の損害賠償措置を適正に講じていない自動車運転代行業者に対する指導監督

自動車運転代行業者が改正後の標準約款を使用しているが随伴用自動車の損害賠償措置を適正に講じていない場合は、法第13条第3項(約款届出義務)違反として、違反の内容が悪質であると認められる場合等については、法の指示を行うものとする。それ以外の場合には、過去2年以内に行政処分等(注意、法の指示、点数の付与又は営業停止命令)を受けていない場合には、注意を行い、過去2年以内に行政処分等を受けている場合には、法第22条第2項に基づく法の指示を行う。

## 5. 標準約款の改正の施行日

平成28年10月1日

標準自動車運転代行業約款の一部を改正する告示案新旧対照条文  
 ○標準自動車運転代行業約款（平成十四年国土交通省告示第四百五十五号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（代行運転役務の提供及びその継続の拒絶）</p> <p>第4条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、代行運転役務の提供又はその継続を拒絶することがあります。</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>(12) 利用者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による一類感染症、二類感染症、<u>新型コロナウイルス</u>等感染症若しくは指定感染症（入院を必要とするものに限る。）の患者（これらの患者とみなされる者を含む。）又は新感染症の所見のある者であるとき。</p> <p>（利用者及び第三者に対する責任）</p> <p>第7条 当社は、<u>当社の代行運転自動車及び随伴用自動車</u>（以下「代行運転自動車等」という。）の運行によつて、利用者若しくは第三者の生命若しくは身体を害したとき、代行運転自動車を損壊したとき又は第三者の財産に損害を与えたときは、これによつて生じた損害を賠償する責に任じます。ただし、当社及び当社の運転者が代行運転自動車等の運行に関し注意を怠らなかつたこと、当該利用者又は当社の運転者その他の係員以外の第三者に故意又は過失のあつたこと並びに代行運転自動車等に構造上の欠陥又は機能の障害があつたことを証明したときは、この限りではありません。</p> <p>2 (監)</p>	<p>（代行運転役務の提供及びその継続の拒絶）</p> <p>第4条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、代行運転役務の提供又はその継続を拒絶することがあります。</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>(12) 利用者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による一類感染症、二類感染症若しくは指定感染症（入院を必要とするものに限る。）の患者（これらの患者とみなされる者を含む。）又は新感染症の所見のある者であるとき。</p> <p>（利用者及び第三者に対する責任）</p> <p>第7条 当社は、<u>当社の代行運転自動車の運行によつて</u>、利用者若しくは第三者の生命若しくは身体を害したとき、代行運転自動車を損壊したとき又は第三者の財産に損害を与えたときは、これによつて生じた損害を賠償する責に任じます。ただし、当社及び当社の運転者が代行運転自動車の運行に関し注意を怠らなかつたこと、当該利用者又は当社の運転者その他の係員以外の第三者に故意又は過失のあつたこと並びに代行運転自動車に構造上の欠陥又は機能の障害があつたことを証明したときは、この限りではありません。</p> <p>2 (監)</p>
<p>（参考）</p> <p>○自動車損害賠償保障法（昭和三十年法第九十七号）</p> <p>（自動車損害賠償責任）</p> <p>第三条 自己のために自動車を運行の用に供する者は、その運行によつて他人の生命又は身体を害したときは、これによつて生じた損害を賠償する責に任ずる。ただし、自己及び運転者が自動車の運行に関し注意を怠らなかつたこと、被害者又は運転者以外の第三者に故意又は過失があつたこと並びに自動車に構造上の欠陥又は機能の障害がなかつたことを証明したときは、この限りでない。</p>	

(抜粋)

第7条の2 当社は、前条第1項で定める代行運転自動車等の運行により生じた利用者その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するため、あらかじめ以下の措置を講じます。

(1) 代行運転自動車について、対人八千万円以上、対物二百万円以上、車両二百万円以上を限度額としててん補することを内容とする損害賠償責任保険（共済）契約を締結すること。

(2) 随伴用自動車について、対人八千万円以上、対物二百万円以上を限度額としててん補することを内容とする損害賠償責任保険（共済）契約を締結すること。

2 当社は、利用者に代行運転役務を提供しようとするときは、前項に定める損害を賠償するための措置の概要を利用者に書面により提示して説明します。

第8条 当社は、第7条によるほか、その代行運転役務の提供に関し利用者が受けた損害を賠償する責に任じます。ただし、当社及び当社の運転者が代行運転役務の提供に関し注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りではありません。

第8条 当社は、前条によるほか、その代行運転役務の提供に関し利用者が受けた損害を賠償する責に任じます。ただし、当社及び当社の運転者が代行運転役務の提供に関し注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りではありません。

附則

この告示は、平成二十八年十月一日から施行する。

## 標準自動車運転代行業約款（平成14年5月24日国土交通省告示第455号）

（最終改正平成28年4月15日国土交通省告示第674号、施行平成28年10月1日）

（適用範囲）

第1条 当社の経営する自動車運転代行業に関する代行運転役務の提供に係る契約は、この約款の定めるところにより、この約款に定めのない事項については、法令の定めるところ又は一般の慣習によります。

2 当社がこの約款の趣旨及び法令に反しない範囲でこの約款の一部条項について特約に応じたときは、当該条項の定めにかかわらず、その特約によります。

（係員の指示）

第2条 利用者は、当社の運転者（代行運転自動車（代行運転役務の対象となっている自動車をいう。以下同じ。）を運転する者をいう。以下同じ。）その他の係員が代行運転自動車の運行の安全確保のために行う職務上の指示に従わなければなりません。

（代行運転役務の提供）

第3条 当社は、次条の規定により代行運転役務の提供又はその継続を拒絶する場合を除いて、代行運転役務を提供します。

（代行運転役務の提供及びその継続の拒絶）

第4条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、代行運転役務の提供又はその継続を拒絶することがあります。

- （1） 当該代行運転役務の提供の申し込みがこの約款によらないものであるとき。
- （2） 代行運転自動車がないとき。
- （3） 当該代行運転役務の提供に関し、申込者から特別な負担を求められたとき。
- （4） 利用者が代行運転自動車の使用について正当な権限を有していないとき。
- （5） 代行運転役務の提供に支障となる代行運転自動車の故障若しくは破損があるとき又は代行運転自動車が法令の規定に反する改造がなされたものであるとき。
- （6） 当該代行運転役務の提供が道路運送法、道路交通法その他の法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。
- （7） 天災その他やむを得ない事由による代行運転役務の提供上の支障があるとき。
- （8） 利用者が当社の運転者その他の係員が行う代行運転自動車の運行の安全確保のための措置に従わないとき。
- （9） 利用者が当社の運転者その他の係員に対し代行運転役務の提供に支障を来す行為を行ったとき。
- （10） 泥酔等により利用者が行先を明瞭に告げられないとき。
- （11） 利用者が付添人を伴わない重病者であるとき。
- （12） 利用者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症（入院を必要とするものに限る。）の患者（これらの患者とみなされる者を含む。）又は新感染症の所見のある者であるとき。

(料金)

第5条 当社が収受する代行運転役務の提供の料金は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の規定に基づき営業所に掲示するとともに、利用者に対してあらかじめ提示する料金表における算出方法により実施しているものによります。

(料金の収受)

第6条 当社は、代行運転役務の提供の終了の際に料金の支払いを求めます。

2 当社は、料金を収受した場合であって利用者の求めがあったときは、収受した料金の額を記載した領収証を発行します。

(利用者及び第三者に対する責任)

第7条 当社は、当社の代行運転自動車及び随伴用自動車（以下「代行運転自動車等」という。）の運行によって、利用者若しくは第三者の生命若しくは身体を害したとき、代行運転自動車を損壊したとき又は第三者の財産に損害を与えたときは、これによって生じた損害を賠償する責に任じます。ただし、当社及び当社の運転者が代行運転自動車等の運行に関し注意を怠らなかったこと、当該利用者又は当社の運転者その他の係員以外の第三者に故意又は過失のあったこと並びに代行運転自動車等に構造上の欠陥又は機能の障害があったことを証明したときは、この限りではありません。

2 前項の場合において、当社の責任は、当社の運転者の代行運転自動車への乗車のときに始まり、下車をもって終わります。

第7条の2 当社は、前条第1項で定める代行運転自動車等の運行により生じた利用者その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するため、あらかじめ以下の措置を講じます。

(1) 代行運転自動車について、対人八千万円以上、対物二百万円以上、車両二百万円以上を限度額としててん補することを内容とする損害賠償責任保険（共済）契約を締結すること。

(2) 随伴用自動車について、対人八千万円以上、対物二百万円以上を限度額としててん補することを内容とする損害賠償責任保険（共済）契約を締結すること。

2 当社は、利用者に代行運転役務を提供しようとするときは、前項に定める損害を賠償するための措置の概要を利用者に書面により提示して説明します。

第8条 当社は、第7条によるほか、その代行運転役務の提供に関し利用者が受けた損害を賠償する責に任じます。ただし、当社及び当社の運転者が代行運転役務の提供に関し注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りではありません。

第9条 当社は、天災その他当社の責に帰することができない事由により、代行運転自動車の運行の安全の確保のため一時的に運行中止その他の措置をしたときは、これによって利用者が受けた損害を賠償する責に任じません。

(利用者の責任)

第10条 当社は、利用者の故意若しくは過失により又は利用者が法令若しくはこの約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けたときは、その利用者に対し、その損害の賠償を求めます。

国 自 旅 第 3 号  
平成 2 8 年 4 月 1 5 日

各都道府県自動車運転代行業担当部局長 殿

国土交通省自動車局旅客課長

自動車運転代行業者が締結すべき損害賠償責任保険等の補償限度額及び随伴用自動車の表示事項等の表示方法等を定める告示（平成 1 4 年国土交通省告示第 4 2 1 号）の解釈及び運用について（技術的助言）

随伴用自動車の表示等を規定する自動車運転代行業者が締結すべき損害賠償責任保険等の補償限度額及び随伴用自動車の表示事項等の表示方法等を定める告示（平成 1 4 年国土交通省告示第 4 2 1 号。以下「告示」という。）の別表について、今般、別添のとおり改正したところであるが、解釈及び運用については下記のとおりとするので、自動車運転代行業者に周知徹底を図るとともに、随伴用自動車の表示を適正に実施するよう指導されたい。

## 記

### 1. 告示別表注（1）の「ペンキ等」の解釈について

「ペンキ等」の解釈については、以下のとおりとする。

#### （1）「ペンキ等」に含まれるもの

- ・ペンキ
- ・カッティングシート、切り文字シール、マーキングフィルム
- ・ステッカー

#### （2）「ペンキ等」に含まれないもの

- ・ガムテープ等による貼付け
- ・マグネット板（接着したものを含む）

なお、マグネット板を接着する方法については、平成 2 4 年 3 月の「安全・安心な利用に向けた自動車運転代行業の更なる健全化対策」における激変緩和措置として認めたものであり、接着していないマグネット板との違いが外見上判断できないことから、今後、代替や増車に伴う新たな随伴用自動車にはこれを認めないこととする。

## 2. 告示別表注（4）の「5センチメートル以上」の解釈について

数字やアルファベットを使用する場合や使用するフォントによっては縦横のサイズが変化するため、あらかじめ文字の大きさ（フォントサイズ）の目安を示すことは困難である。このため、フォントサイズが原則同じであること、ひらがな及び漢字のフォントサイズが縦横5センチメートルを超えているかどうかを目安とされたい。

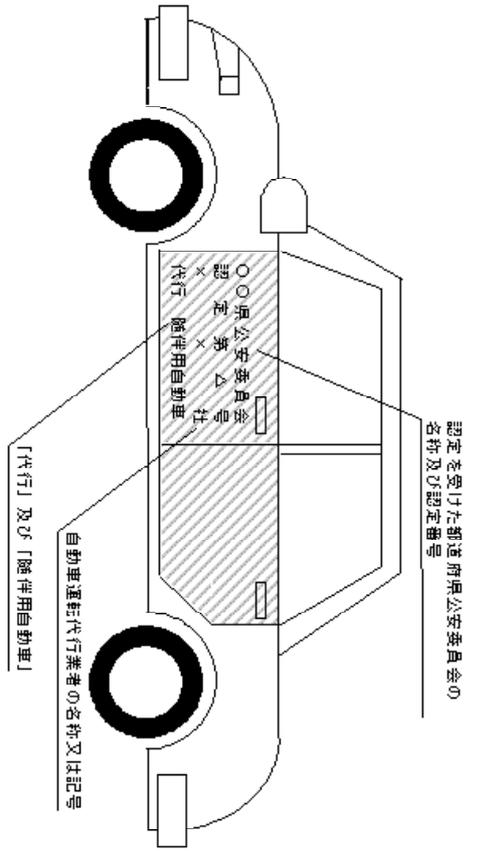
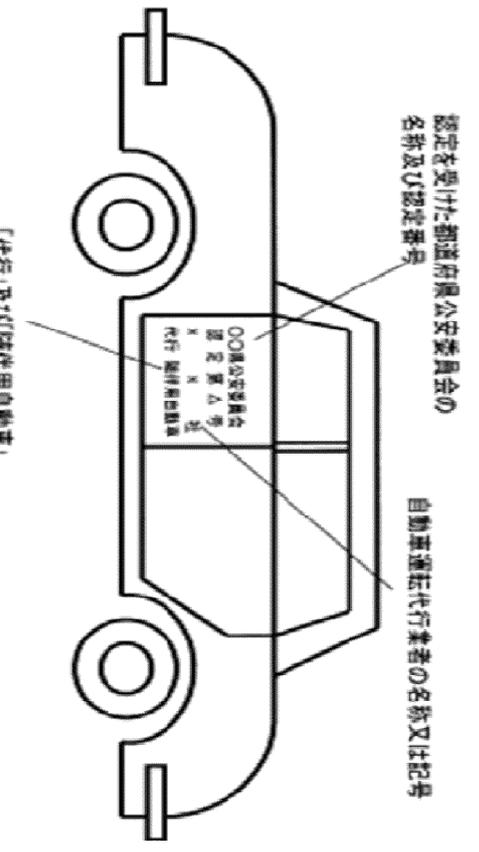
## 3. 告示の改正の施行日

平成28年10月1日

自動車運転代行業者が締結すべき損害賠償責任保険契約等の補償限度額及び随伴用自動車の表示事項等の表示方法を定める告示の一部を改正する告示案新旧対照条文

○自動車運転代行業者が締結すべき損害賠償責任保険契約等の補償限度額及び随伴用自動車の表示事項等の表示方法を定める告示（平成十四年国土交通省告示第四百二十一号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>別表</p>  <p>注（1） 規則第7条第1項による場合にあつては、自動車運転代行業者の名称又は記号、認定を行った都道府県公安委員会の名称及び認定番号並びに「代行」及び「随伴用自動車」の表示は、ペンキ等による横書きとし、車体の両側面に行うこと。</p> <p>（2）（1）に掲げる表示は、着脱が容易に行えるワグネット等によるものを除くこと。</p> <p>（3） 規則第7条第2項による場合にあつては、（1）に掲げる事項の表示は、見やすく横書きした表示板によるものとし、はがれないようワグネット等により車体の両側面に行うこと。</p> <p>（4）（1）に掲げる事項の各文字の大きさは原則として同じとし、縦横それぞれ5センチメートル以上とする。</p> <p>（5）（1）に掲げる事項の各文字は、公衆及び利用者に見やすい</p>	<p>別表</p>  <p>注（1） 規則第7条第1項による場合にあつては、自動車運転代行業者の名称または記号、認定を行った都道府県公安委員会の名称及び認定番号、「代行」及び「随伴用自動車」の表示は、ペンキ等による横書きとし、自動車の両側面に行うこと。</p> <p>（2） 規則第7条第2項による場合にあつては、（1）に掲げる事項の表示は、見やすく横書きした表示板によるものとし、はがれないようワグネット等により自動車の両側面に行うこと。</p> <p>（3）（1）に掲げる事項の各文字の大きさは原則として同じとし、縦横それぞれ5センチメートル程度以上を目安とする。</p>

ように表示すること。

附則  
この告示は、平成二十八年十月一日から施行する。